

草刈清掃業務委託仕様書

倉浜衛生施設組合

草刈清掃業務委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、倉浜衛生施設組合が、「草刈清掃業務委託」の内容を示したものである。受託者は、業務を実施するにあたり、本仕様書に基づき誠実にこれを行うものとする。

2. 委託期間

契約締結日の翌日～令和7年3月31日まで

3. 委託業務内容

(1) 倉浜衛生施設組合（最終処分場構内及び搬入道路周辺）草刈作業

4. 作業要領

- (1) 委託者と受託者の担当者は密接に連絡をとり、業務に支障をきたさぬよう、作業を実施するものとする。
- (2) 作業中に事故等が発生した場合は、速やかに委託者の担当者に連絡し、その指示に従うものとする。
- (3) 本仕様書に明記のない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、速やかに委託者の担当者と協議の上決定するものとする。

5. 作業面積

- (1) 最終処分場構内 $3,020 \text{ m}^2$ (4日) $\times 2$ 回/年 = $6,040 \text{ m}^2$
- (2) 最終処分場構内 $1,970 \text{ m}^2$ (3日) $\times 2$ 回/年 = $3,940 \text{ m}^2$
- (3) 搬入道路周辺 $730 \text{ m}^2 \times 4$ 回/年 = $2,920 \text{ m}^2$

6. 業務の委託

第三者に対して委託業務の一部もしくは全部を委託、もしくは請け負わせ本契約より生じる権利義務を譲渡してはならない。

7. 安全対策

- (1) 現状に即した安全対策を十分に行うこと。また、職員及び第三者から指示がある場合は、直ちに善処すること。
- (2) 本敷地内において、作業車両は徐行で走行すること。また、積載超過のないようにすると共に、交通安全管理を十分に行うこと。

8. 災害保険等

業務遂行中における災害、事故等の発生により、派遣する従事者が被害を受けた場合には、その法的処置等について全責任を負うものとする。

9. 除草運搬

除草した草木は、本組合の指定する場所に運搬するものとする。